

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の 交付等状況報告書について

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければなりません。（電子マニフェストは登録）

また、マニフェスト(2次マニフェストを含む)の交付者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、前年4月1日から3月31日までに交付した管理票の交付等の状況に関し、報告書(様式第三号)を作成し、石川県(金沢市内で発生する産業廃棄物は金沢市)に提出しなければなりません※。

※ 電子マニフェストを使用している排出事業者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが集計し、県等に報告するため、個々の事業場からの報告は必要ありません。

(1) 様式 **【注意】最新の様式を使用して下さい。**

石川県資源循環推進課のホームページを参照の上、「様式第三号」をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出用のエクセルファイルを作成してください。

(参照 URL) 石川県資源循環推進課ホームページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haikai/tetsuzuki/manifest/koufujoukyou.html>

(2) 提出方法

① **電子データ(エクセルファイル)での提出** <原則、電子データで提出して下さい。>

1) 電子申請サービスを利用して提出する方法

(i) 電子申請サービスのページにアクセスする。

(参照 URL) 電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/koufujoukyou>

(ii) 画面の指示に従い、必要事項を入力し、作成したファイルを添付し送信します。

※ファイルは「xlsx」形式で提出下さい（従来の「xls」形式は非対応です）。

また、複数ファイルを提出する場合は「zip」でまとめて提出下さい。

2) 電子メールで提出する方法

ファイルを添付し、次の専用メールアドレスに送信してください。

件名は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について【会社名】」としてください。

専用メールアドレス：gomi@pref.ishikawa.lg.jp

② **書面(持参・郵送)での提出** <原則、電子データで提出して下さい。>

1部を持参または郵送してください。

(3) 提出期間(電子データ・書面とも同じ)

令和8年6月30日まで

(4) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先及び問い合わせ先

① 石川県内（金沢市を除く）で産業廃棄物を排出した事業者の方
石川県生活環境部資源循環推進課指導グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1474 (FAX 076-225-1473)

② 金沢市内で産業廃棄物を排出した事業者の方
金沢市環境局ごみ減量推進課
〒920-8577 金沢市柿木畠1番地1
TEL 076-220-2302 (FAX 076-260-7193)

2 報告書の入力(記載)にあたっての留意事項

(1) 業 種

5 ページの「日本標準産業大・中分類一覧」により記入してください。

(2) 産業廃棄物の種類

4 ページの記載例を参考に記入してください。やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が、発生段階から一体不可分の状態で混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能です。
(例 建設系混合廃棄物、管理型混合廃棄物、シュレッダーダスト、廃電気機械器具など)

(3) 排出量

排出量はトン(t)単位で記入してください。体積(m³)の場合は、かさ比重を乗じてトン(t)に換算してください。なお、かさ比重が不明の場合は5 ページの「換算係数」を用いてください。

(4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物について

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」又は「特定産業廃棄物」が含まれる場合は、その旨を記載してください。

(4 ページ記載例の「石綿含有産業廃棄物【がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）】」を参考にしてください。)

3 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 Q&A

Q1 県内に複数の事業場がある場合、法人としてすべての事業場を1つの報告書としてとりまとめても良いですか？

A1 産業廃棄物を排出する事業場ごとに、報告書を作成して提出してください。

Q2 報告書に、会社印や代表者印の押印は必要ですか？

A2 押印不要です。

Q3 建設工事のように、所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合や、短期間で終了してしまうような場合でも、事業場（現場）ごとに、報告書を出す必要があるのですか？

A3 当該工事を管轄する支社及び営業所等の単位で報告書をまとめて提出してください。

なお、支社や営業所等の場所に関わらず、金沢市以外の現場で排出された産業廃棄物は石川県に、金沢市内の現場で発生した産業廃棄物は金沢市に提出してください。

Q4 報告書中の「運搬先の住所」とは、どこの住所を記載するのですか？

A4 「運搬先の住所」とは、収集運搬業者が運搬する最終目的地の住所(中間処理施設等)を記載します。収集運搬業者の所在地ではありませんのでご注意ください。通常は、「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同一ですから、報告書には「運搬先の住所」のみ記載し、「処分場所の住所」を記載する必要はありません。

Q5 自己運搬したものについても、報告書に記載する必要がありますか？

A5 自己運搬、自己処理した産業廃棄物については、マニフェストの交付義務がないため、報告書に記載する必要はありません。

ただし、産業廃棄物を自己運搬後、その処分を他人に委託する場合は、報告書の提出が必要です。この場合は、報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」の欄には、「自社運搬」と記入し、「運搬先の住所」の欄には処分を委託した業者の事業場住所を記載してください。

Q6 産業廃棄物の種類や処分先は同じですが、運搬受託者が異なる場合は、どう記載するのですか？

A6 運搬受託者が複数の場合は、それぞれの運搬受託者に区分して記載してください。(4ページの「石綿含有産業廃棄物」を参考にしてください。)

【重要】

- ・報告書の行が足りない場合は2枚目以降に記載して下さい。
- ・産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとに、行を改めて記載して下さい。
- ・電子マニフェスト利用分は記載不要です。

記載例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

(令和 7 年度)

申請報告 1 / 2
令和 8 年 6 月 30 日

石川県 知事殿

産業廃棄物の種類は以下を参考に記載ください。

普通の産業廃棄物	発生段階から複数の種類が一体不可分の状態で混合したもの	特別管理産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器くず 鉱さい がれき類（コンクリート破片） がれき類（アスファルト破片） がれき類（その他） 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん 13号廃棄物 動物系固形不要物 	<ul style="list-style-type: none"> 建設混合廃棄物 安定型混合廃棄物 管理型混合廃棄物 シュレッダーダスト 廃自動車 廃電気機械器具 廃電池類 複合材 	<ul style="list-style-type: none"> 引火性廃油 引火性廃油（有害） 強酸 強酸（有害） 強アルカリ 強アルカリ（有害） 感染性産業廃棄物 廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物 廃石綿等 指定下水汚泥 鉱さい（有害） 燃え殻（有害） 廃油（有害） 汚泥（有害） 廃酸（有害） 廃アルカリ（有害） ばいじん（有害） 13号廃棄物（有害） 廃水銀等

報告書が何枚中の何枚かを記載して下さい。

住所 石川県金沢市鞍月〇丁目〇番地
 氏名 凹凸建設株式会社 代表取締役 凹凸 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

業種は、5ページの日本標準産業分類の中分類で記載してください 076-000-000

業 種 総合工事業
 事業場の電話番号 0761-00-0000

所在地・住所は県名から記載して下さい。

番号	区分	産物の種類	業の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	101	廃プラスチック類		0.13	1	034567	〇〇運輸(株)	富山県〇〇市〇〇	011111	(株) 〇〇環境処理	
2	101	廃プラスチック類		0.98	5	112345	(株) △△運送	富山県〇〇市〇〇	011111	(株) 〇〇環境処理	
3	102	石綿含有産業廃棄物【がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）】		1.00	2	012345	〇〇運送(株)	石川県金沢市〇ー△			
	102					011223	〇〇クリーン(株)	石川県七尾市△ー〇	011123	〇〇クリーン(株)	
4	101	汚泥		0.05	1	※	自社運搬	福井県△△市〇ー〇	012345	(株) 〇〇センター	
5	101	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		11.00	5	112345	(株) △△運送	石川県金沢市鞍月〇ー〇	※	自社処理	

運搬を区間委託した場合は2段書きしてください。「番号」の欄は先頭行のみ記載、「区分」の欄は区間全てに記載して下さい。

業種により以下のとおり記載して下さい
業種が「廃棄物処理業以外」
 処分場へ直接運搬 : 101
 積替・保管(区間委託) : 102
 再委託あり : 103
業種が「廃棄物処理業」
 処分場へ直接運搬 : 201
 積替・保管(区間委託) : 202
 再委託あり : 203

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定有害産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載して下さい。

排出量の単位は「トン」で記載してください。重量が不明な場合は、5ページのm³とトンの換算例(参考値)によって換算して記載してください。

許可番号の下6桁を記載してください。(許可番号は、許可証等で確認してください。)

収集運搬の委託を行わず、事業者が自ら運搬した場合は、「自社運搬」と記載してください。(許可番号欄には「*」を記載して下さい。)

運搬先の住所は、収集運搬業者が運搬する最終目的地(中間処理施設・埋立処分場等)の所在地を記載します。運搬先と処分場所が同一の場合は、重ねて処分場所の住所欄を記載する必要はありません。

処分の委託を行わず、事業者が自ら処分した場合は、「自社処理」と記載してください。(許可番号欄には「*」を記載して下さい。)

排出量の単位について

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃酸	1.25
5 廃アルカリ	1.13
6 廃プラスチック	0.35
7 紙くず	0.30
8 木くず	0.55
9 繊維くず	0.12
10 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11 とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12 ゴムくず	0.52
13 金属くず	1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
15 鋳さい	1.93
16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17 動物のふん尿	1.00
18 動物の死体	1.00
19 ばいじん	1.26
20 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21 建設混合廃棄物	0.26
22 廃電気機械器具	1.00
23 感染性産業廃棄物	0.30
24 廃石綿等	0.30
25 廃水銀等	13.57

注1 この換算係数は、1立方メートル当たりのトン数(t/m³)です。

廃プラスチックでの計算例 100m³ × 0.35 = 35 t (トン)

注2 この換算係数は、あくまで参考値であり、他事例に用いるには注意が必要です。

注3 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外は、上記の換算係数に準拠して計算してください。

注4 「2トン車1台」といったマニフェストに総体で重量が記載されている場合は、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を乗じて計算してください。

日本標準産業大・中分類一覧(令和5年7月改定)

A 農業、林業	G 情報通信業	L 学術研究、専門・技術サービス業
01 農業	37 通信業	71 学術・開発研究機関
02 林業	38 放送業	72 専門サービス業
B 漁業	39 情報サービス業	(他に分類されないもの)
03 漁業(水産養殖業を除く)	40 インターネット附随サービス業	73 広告業
04 水産養殖業	41 映像・音声・文字情報制作業	74 技術サービス業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	H 運輸業、郵便業	(他に分類されないもの)
05 鉱業、採石業、砂利採取業	42 鉄道業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	43 道路旅客運送業	75 宿泊業
06 総合工事業	44 道路貨物運送業	76 飲食店
07 職別工事業(設備工事業を除く)	45 水運業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
08 設備工事業	46 航空運輸業	N 生活関連サービス業、娯楽業
E 製造業	47 倉庫業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
09 食料品製造業	48 運輸に附帯するサービス業	79 その他の生活関連サービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	49 郵便業(信書便事業を含む)	80 娯楽業
11 繊維工業	I 卸売業、小売業	O 教育、学習支援業
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	50 各種商品卸売業	81 学校教育
13 家具・装備品製造業	51 繊維・衣服等卸売業	82 その他の教育、学習支援業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	52 飲食料品卸売業	P 医療、福祉
15 印刷・同関連業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	83 医療業
16 化学工業	54 機械器具卸売業	84 保健衛生
17 石油製品・石炭製品製造業	55 その他の卸売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	56 各種商品小売業	Q 複合サービス事業
19 ゴム製品製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	86 郵便局
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	58 飲食料品小売業	87 協同組合(他に分類されないもの)
21 窯業・土石製品製造業	59 機械器具小売業	R サービス業
22 鉄鋼業	60 その他の小売業	(他に分類されないもの)
23 非鉄金属製造業	61 無店舗小売業	88 廃棄物処理業
24 金属製品製造業	J 金融業、保険業	89 自動車整備業
25 はん用機械器具製造業	62 銀行業	90 機械等修理業(別掲を除く)
26 生産用機械器具製造業	63 協同組織金融業	91 職業紹介・労働者派遣業
27 業務用機械器具製造業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	92 その他の事業サービス業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業	93 政治・経済・文化団体
29 電気機械器具製造業	66 補助的金融業等	94 宗教
30 情報通信機械器具製造業	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	95 その他のサービス業
31 輸送用機械器具製造業	K 不動産業、物品賃貸業	96 外国公務
32 その他の製造業	68 不動産取引業	S 公務
F 電気・ガス・熱供給・水道業	69 不動産賃貸業・管理業	(他に分類されるものを除く)
33 電気業	70 物品賃貸業	97 国家公務
34 ガス業		98 地方公務
35 熱供給業		T 分類不能の産業
36 水道業		99 分類不能の産業

<マニフェストシステム(産業廃棄物管理票制度)とは>

産業廃棄物は種類が多く、処理の方法も複雑で、大企業だけでなく身近な様々な事業所からも排出されています。産業廃棄物を処理する際には、その廃棄物がどのようなものなのかを十分に把握し、運搬業者や処分業者に正しく伝え、処理の確認を最後まで行うことが必要です。

この役割を担うのが、マニフェストです。マニフェストシステムは、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっており、その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項等を記載したマニフェスト(産業廃棄物管理票)を引き渡し時に交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを、排出事業者が把握する必要があります。

(1) 根拠条文

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(産業廃棄物管理票)

第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理事業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。略)の運搬又は処分を他人に委託する場合(略)には、(略)、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

7 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抜粋)

(管理票交付者の報告書)

第8条の27 法第12条の3第7項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場(同一の都道府県(略)中核市(略)にあっては、市)の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。)ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 罰則(排出事業者のマニフェストに係る主なもの)

紙マニフェスト交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、紙マニフェスト写し保存義務違反、虚偽紙マニフェスト交付、電子マニフェスト虚偽登録、マニフェスト制度違反に係る勧告の措置命令違反

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(平成30年4月1日より罰則強化)

(産業廃棄物管理票交付等状況報告を怠り、勧告、公表後にマニフェストに係る措置命令に違反した場合)

4 電子マニフェストについて

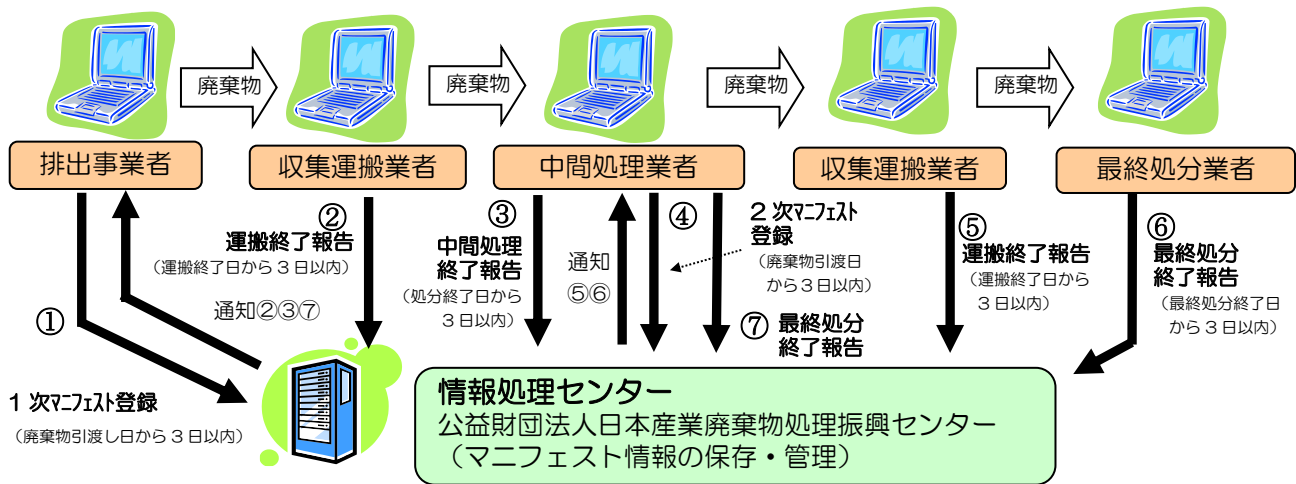
電子マニフェストとは、紙マニフェストの代わりに、パソコン等を使用してインターネット経由でマニフェストを交付する制度です。公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で唯一の廃棄物処理法に規定する「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営及び管理を行っています。

操作方法については「電子マニフェスト操作体験セミナー」の開催を予定していますので、ご参加ください。開催日は石川県資源循環推進課ホームページでお知らせします。

(1) 電子マニフェストのメリット

- 毎年の産業廃棄物管理票交付等状況報告の作成、提出が不要になります。
- パソコンやスマートフォンから簡単に入力ができ、事務の効率化につながります。
- 処理状況がいつでも確認できます。処理終了確認期限の確認を通知する機能もあります。
- 伝票を保存するスペースが不要となります。(紙マニフェストは5年間の保存義務)
- 偽造されにくく、データの透明性が確保できます。

(2) 電子 manifests の流れ



(3) 電子 manifests の加入について

電子 manifests システムを利用するには、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ【<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>】から加入手続きをしてください。通常、お申込みの当日中に利用を開始することができます

<電子 manifests の申込み・相談窓口>

・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番地6号 上野フロンティアタワー13階
TEL 0800-800-9023 【<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>】

・一般社団法人石川県産業資源循環協会

〒920-0918 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階
TEL 076-224-9101 【<https://i-sanpai.com/>】

(4) 電子 manifests の使用義務化について

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業者は、電子 manifests の使用が義務付けられています。

例えば、令和6年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、令和8年度において電子 manifests システムを使用しなければなりません。

※ 使用が困難な場合として、環境省令（施行規則第8条の31の4）で規定されている事業者は対象外

5 関係行政機関等一覧

関係行政機関等	所在地	電話番号
石川県資源循環推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL 076-225-1474 FAX 076-225-1473
石川県南加賀保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒923-8648 小松市園町又48番地	TEL 0761-22-0795
石川県石川中央保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	TEL 076-275-2642
石川県能登中部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒926-0021 七尾市本府中町ヨ27番9	TEL 0767-53-6893
石川県能登北部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4	TEL 0768-22-2028
金沢市ごみ減量推進課	〒920-8577 金沢市柿木畠1番地1	TEL 076-220-2302 FAX 076-260-7193